

令和 8 年 9 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 都市計画の種類
区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) ひたちなか市
ア 市街化区域に追加する部分
ひたちなか市 大字長砂 字渚 の一部
- 3 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課



茨城県告示第746号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により、鹿島臨海都市計画区域区分を変更したので、同法第20条第 1 項の規定に基づき告示し、同条第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 都市計画の種類
区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 鹿嶋市
ア 市街化区域に追加する部分
鹿嶋市 大字平井 字灘 の一部
- 3 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課



茨城県告示第747号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により、つくばみらい都市計画区域区分を変更したので、同法第20条第 1 項の規定に基づき告示し、同条第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 都市計画の種類
区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) つくばみらい市
ア 市街化区域に追加する部分
つくばみらい市 福岡工業団地 の一部
福岡 字古木山 の一部

鹿島臨海都市計画区域区分の変更（茨城県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分
「計画図表示のとおり変更する」
2. 人口フレーム

年次		2020 年（令和 2 年） （基準年）	2030 年（令和 12 年） （基準年の 10 年後）
区分	都市計画区域内人口	162.4 千人	158.9 千人
	市街化区域内人口	82.8 千人	84.4 千人
	保留する人口	—	※0.3 千人

※ 鹿行圏域の人口フレームによる。

理 由

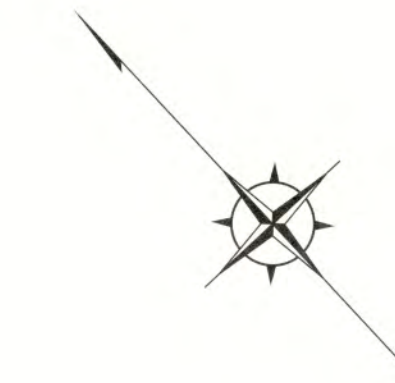
本都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」や都市計画基礎調査等を踏まえ、本案のとおり区域区分の変更を行い、本都市計画区域の計画的な市街化を図るものである。

鹿島臨海都市計画総括図

番 号	1
区 分	即時編入
地区名	鹿島港外港地区
面 積	約 0.4ha
理由	本都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」や都市計画基礎調査等を踏まえ、本案のとおり区域区分の変更を行い、本都市計画区域の計画的な市街化を図るものである。



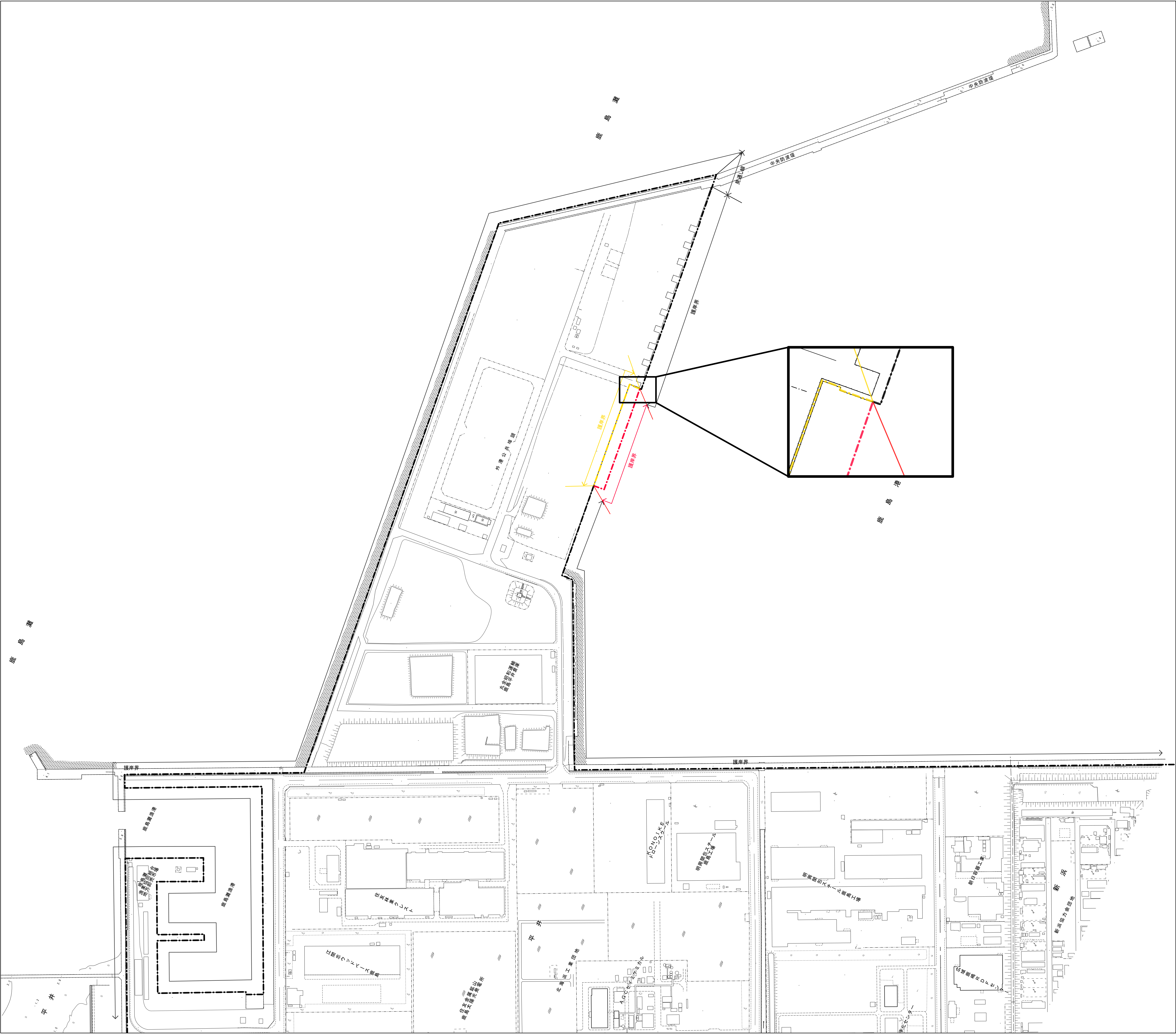
凡 例	
地域区分	行政区域
	都市計画区域
用途地域	市街化区域
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
地域	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	特別用途地区
区	臨港地区
	都市計画道路
都市施設	自動車専用道路
	都市計画公園
施設	都市計画緑地
	流域下水道幹線
	その他都市施設
	土地地区画整理事業
都市地区計画	地区計画
	一般国道及び主要地方道
その他	高速道路
	国定・県立自然公園



凡例

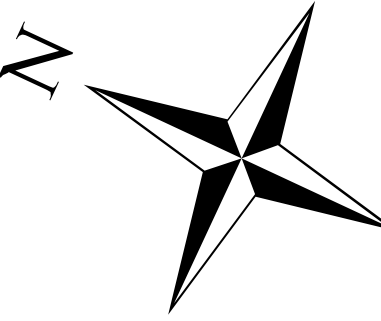
 市街化区域へ編入される区域界

1 : 25,000



凡例

- 今回新たに区域区分界となる部分
- 今回区域区分界から除外される部分
- 今回区域区分界の変更に係らない部分



0 50 100 200 300 400 500 m

Scale=1:2,500